

## 第 2 9 期 協 議 題

主体的に活躍できる中高生世代の育成  
～地域づくりを通じた多世代交流～

意 見 具 申 書

平成 3 0 年（2 0 1 8 年）7 月

川崎市青少年問題協議会



## はじめに

川崎市では、平成30年3月、福祉、教育、保健、雇用等の分野において策定される諸計画を一体化し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン～未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき～」を策定しています。そこでは、子ども・若者が健やかに成長することのできる社会の実現のために、家庭、子ども・若者に関わる施設、地域、企業、行政には固有の役割と責任があることを認めつつ、相互に連携協働して取り組むこととされています。

一方、川崎市では、高齢者や障害者をはじめ、子ども・若者や子育て世代の全ての地域住民を対象とし、諸分野における策定計画の上位概念として位置付けられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を平成27年3月に策定し、その構築に向けた地域づくりの取組を進めています。

こうした中、平成28年5月には全国市長会の政策推進委員会から、人口減少・超高齢社会における地域づくりの方向性と課題とが「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」報告書において提言されています。そこでは、人口増加を展望した多世代交流と共生のまちづくりにも言及されております。

これらの視点のいずれも、地域の活性化を目指して多世代間の交流を導入しようとするものです。近年の川崎市における人口増加・都市機能高度化に並行して、家庭と地域との関係が希薄化し、地域社会における子育て・若者育ての環境・機能が低められつつある状況にあると捉える必要があります。こうした社会情勢にあって、今期の当協議会では、子ども・若者の成長には多世代との交流体験・活動が欠かせないという視点に立って、特に、中学生・高校生世代が主体にも客体にもなり得る多世代交流の推進について協議し、意見具申としてまとめることができました。

この意見具申を踏まえ、川崎市が地域づくりを通じた多世代交流を進めていくことによって、中学生・高校生世代が主役として生き生きと活躍し、次の時代を担う人材として成長するようになることが期待できます。

最後になりますが、今期協議会が意見具申としてまとめるまでの過程で、視察実地調査への機会、貴重な御意見や資料を提供してくださった方々、並びに行政の関係者に心から感謝申し上げます。

平成30年7月

第29期川崎市青少年問題協議会  
会長 岡田守弘



## 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>子ども・若者を取り巻く現状</b>	<b>1</b>
1	学校における子ども・若者の現状	1
2	子ども・若者たちの生活実態と地域活力の低下	2
3	中高生世代の地域に対する意識	3
<b>第 2 章</b>	<b>子ども・若者の成長と多世代交流の必要性</b>	<b>5</b>
1	地域社会の形成と多世代交流	5
2	中高生世代の成長に必要な多世代交流	6
<b>第 3 章</b>	<b>中高生世代による多世代交流の推進に向けて</b>	<b>8</b>
1	多世代交流体験の推進に向けて	8
2	多世代交流の基本となる共生体験について	9
3	中高生が多世代交流を体験できる仕組みの検討	10
(1)	多世代交流を体験する「場」が必要である	10
(2)	どのように多世代交流がなされるかの「企画」が必要である	10
(3)	企画を実行する「人材」が必要である	10
<b>第 4 章</b>	<b>多世代交流に関する実践例</b>	<b>12</b>
1	子ども会における多世代交流の取組	12
(1)	川崎市における子ども会活動	12
(2)	シニアリーダーによるジュニアリーダーの育成の取組	13
(3)	多世代交流を通じた活動の活性化に向けて	16
2	中高生と青少年指導員が創る中原区青少年吹奏楽コンサート	17
3	川崎市における多世代交流に関する取組	19
(1)	こども文化センターの状況	20
(2)	老人いこいの家との連携モデル事業	22
4	他都市における取組	23
(1)	荒川区尾久ふれあい館	23

(2) じどうかん食堂の取組 ～世田谷区喜多見児童館～ .....	25
5 まとめ .....	27
<b>第5章 次世代を担う子ども・若者を育む仕組みづくり .....</b>	<b>29</b>
1 乗り越えるべきことは何か .....	29
2 情報をどのように届けるか .....	30
3 内容をどう工夫するか .....	31
4 参加可能性をどう確保するか .....	32
<b>第6章 経緯と意見具申—おわりにかえて— .....</b>	<b>34</b>
1 意見具申に係る協議の経過について .....	34
2 「主体的に活躍できる中高生世代の育成～地域づくりを通じた多世代 交流」(第29期青少年問題協議会 意見具申) .....	35
【意見具申の実現に向けた具体的な取組への提言】 .....	37
(1) 他都市の事例を踏まえて .....	37
(2) 子ども会とこども文化センターの事例を踏まえて .....	37
(3) 子ども・若者を育む仕組みづくりに向けて .....	39
<b>資 料</b>	
地方青少年問題協議会法 .....	41
川崎市青少年問題協議会条例 .....	44
第29期川崎市青少年問題協議会 協議過程 .....	47
第29期川崎市青少年問題協議会 委員名簿 .....	48

## 第1章 子ども・若者を取り巻く現状

### 1 学校における子ども・若者の現状

近年、国内の多くの都市では、人口が減少し、児童生徒数も減少することで、公立学校の再編統合等が進められています。

平成30年3月末日現在の川崎市年齢別人口統計によれば、5歳～9歳の人口が64,120人、10歳～14歳が61,200人、15歳～19歳が63,499人で、児童人口の増加傾向が続いており、川崎市将来人口推計においては、平成42（2030）年までは、引き続き人口が増加傾向にあることが予測されています。

また、川崎市の学校における児童生徒の状況に目を向けると、平成29年5月1日現在の川崎市立学校児童生徒数（市外や私立の高等学校に在籍する生徒や就労する少年については、この数には含まれていません。）は、小学校72,951人、中学校29,265人、高等学校4,662人、特別支援学校591人です。児童生徒数の増加が続く中、この10年で、小学生で約7.2%、中学校で約12.7%の増加をしており、教育委員会事務局の推計によれば、今後数年間はさらに増加傾向が続くことが予測されています。

こうした社会状況の中、「平成28年度川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」（教育委員会事務局）によると、小中学校の不登校児童生徒数は1,494人で、この5年間の推移を見ると増加傾向にあります。不登校の要因に目を向けると、友人関係をめぐる問題や入学、転学、進級時の不適応を理由とする児童生徒の割合も高い傾向にあり、良好な人間関係を築くことを苦手とする児童生徒が一定数存在することが推測できます。

小学校6年生が翌年中学校1年生になった際の不登校増加率も依然として高い数値が続いており、一人ひとりの生徒に応じた適切な支援を小中学校が連携して取り組む対策が必要となっています。この現象も良好な人間関係を築くことを苦手とすることから生じているようです。

また、良好な人間関係を築くことを苦手とする面と関連する事柄として、いじめの認知件数も平成28年度は小学校で1,165件となっており、

過去5年間の推移を見るとやはり増加傾向にあります。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、「いじめ」の定義が変更されたことや、初期段階のいじめについても積極的に認知してその解消に取り組むことの重要性が各学校に浸透していますが、中学校の231件と合わせて、いじめ問題は学校現場が取り組むべき大きな課題と言えます。

良好な人間関係を築くことを苦手とする児童生徒が増えてきている背景の1つには、子ども・若者を取り巻く環境の変化から、多世代との交流体験等の希薄さにより生じている課題があると言えます。

## 2 子ども・若者たちの生活実態と地域活力の低下

子ども・若者たちを取り巻く社会では、少子高齢化が進行し人口構造に変化が生じています。また、生産年齢人口の減少や地域社会の活力の低下等が、社会・経済に深刻な影響を与えるものとして懸念されています。そして、首都圏への人口集中による都市化の進展は核家族の増加を生み、家庭と地域との関係の希薄化が進行することで、地域社会全体で子育てを助け合う環境が失われつつあると言われています。

地域の大人たちが家庭と協力して、地域の子どもたちの躰をする光景はあまり見られなくなりました。異年齢の子どもたちで構成された遊び仲間の集団も少なくなり、年長者が年下の子どもに遊びを教える機会も少なくなりました。大人と子ども、または年齢の異なる子どもたちが触れ合う機会の減少は、人と人とのつながりの中で人を育てるという、地域社会が持つ機能を果たせなくなっていることを示しています。

かつては地域の子ども会等が中心となって、地域の大人たちの指導の下、異年齢の子どもたち同士が触れ合う場が盛んに設けられていました。しかし、川崎市も例外ではなく、近年では子ども会の会員数も減少傾向が進んでいて、一般社団法人川崎市子ども会連盟の報告によれば、平成30年3月末の会員数は25,873人で、およそ10年で30%の減少率を示しており、こういった光景も過去のものとなっています。

また、平成28年度に実施した「こども文化センター・わくわくプラザ事業アンケート」（こども未来局）によれば、「こども文化センターを利用していない（「以前に利用したことがある」を含む）」と回答した人

数は、小学生では全体の 23%、中学生は 66%、高校生は 90%にのぼります。こども文化センターにおいても、地域で異なる世代の子ども・若者が交流する場所としては機能していないことが窺えます。

さらに、「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」によれば、中学生の放課後の過ごし方は、「部活動」、「家でテレビやゲーム、インターネット」、「学習塾」といった回答が多く、「地域の活動に参加」と回答した生徒はわずか 1.5%です。この傾向は全国の数値をみてもほぼ同様で、学習塾に通っている川崎市の中学 3 年生は 75.3%で、全国の数値 61.4%と比較しても多く、都市部の特徴が現れていると言えます。

このように小学校、中学校と進むにつれて、子どもたちの多世代交流の時間は減るとともに、多世代とのつながりが薄れていく現実が見えてきます。また、同調査で「携帯電話、スマートフォンをもっていない」と回答した中学 3 年生は 11.0%（全国では 19.9%）で、互いに顔を見合わせて会話しなくてもコミュニケーションが図れる機器の普及により、子ども・若者同士の交流の仕方が変化して、人間関係がさらに自然からほど遠い特異なものになっていくことが懸念されます。

こういった現況を見ると、現代社会の動向が、多世代交流の必要が無い方向に向いていて、それが次第に顕著になっているのではないかと思われま

### 3 中高生世代の地域に対する意識

川崎市総合教育センターが、市内の小学校 4、6 年生と中学 3 年生を対象に 5 年ごとに行っている「川崎市小・中学校教育基本調査」では、子どもたちの成長に伴う回答の変容を見ることができます。

例えば、平成 23 年度に「自分の住んでいる町や地域が好き」と回答した小学校 4 年生は 68.2%でした。しかし、当時の子どもたちが中学 3 年生に成長した平成 28 年度では、同じ質問に対する「好き」の回答が 33.4%と半減しています。中高生にとって魅力ある地域づくりを進めることの必要性が感じられます。

その一方で、前述の「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」においては、「地域や社会で起こっている問題や出来事」に一定の関心を持って

る中学3年生は56.2%、さらに「人の役に立つ人間になりたい、どちらかといえばになりたい」と思っている中学3年生は90.9%という高い数値を示しています。これらの数値は、大人が環境を整備し、多くの子どもたちが、自分たちが住む地域に愛着を感じながら育つことができれば、年齢を重ねるとともに地域の問題に関心を示し、自分たちの地域が抱える課題に目を向け、その改善に向けて自らの役割を探す若者へと成長していくことを期待させます。

そして、現代社会の課題である地域社会で失われつつある多世代とのつながりや助け合いの輪、この輪のつなぎ手としての中高生世代の活躍を期待したいところです。

人のために役に立ちたい、社会のために何かをしたいという、子どもや若者たちの意欲を具現化できる機会を地域社会において提供することは、明日の川崎を担う世代が自らの個性や能力を地域で発揮し、将来社会参画する大人となる素地を育成する上でも、大変意義深いことであると考えます。

## 第2章 子ども・若者の成長と多世代交流の必要性

### 1 地域社会の形成と多世代交流

多世代交流は、人間関係の希薄化により顕在化してきた子育て家庭の孤立化や高齢単身者の増加、またダブルケア（育児と介護の同時進行）といった社会問題の解決に寄与できる一つの道筋ではないかと考えられています。

例えば、内閣府が推進する『まち・ひと・しごと創生総合戦略』には多世代交流が盛り込まれています。また、「平成23年版高齢社会白書（内閣府）」では、『高齢者と若者との交流・支え合いは、若者が我が国の数十年後の社会のあり方、地域のあり方を考えるきっかけづくりとなるものであり、高齢者と若い世代との連携を深め、希薄化している地域の絆をすべての世代で再生するという観点からも積極的に進めることが望ましい。』とされています。

同様に、平成28年の全国市長会でも、『「多世代交流・共生の取組」は（中略）すべての人が安心して暮らし続けられる明るい地域社会〔コミュニティ〕をいかにして形成していくべきかを模索するものである（中略）。問題は人口減少そのものではなく、その中でいかに世代間のバランスを取り、地域社会〔コミュニティ〕で市民が支えあう仕組みをいかに育てていくかにある。』と特別提言の形で、広く多世代交流への期待を取り上げています。

また、地域社会において多世代交流を活性化させるためには、年長者・年少者双方からの関わりが望まれますが、年長者から年少者への関わりの意義については、発達心理学者 E.H. エリクソンが、人生の発達段階において中年期以降は、「人生経験を持った自分が元気であるために（中略）年長世代から年少世代へ関わる役目を持つことが大切。現状では支えられる立場に多くあるシニア世代が、同世代や次世代を支える側に回ることが元気の秘訣。」といい、それを「ジェネラティビティ（generativity、生殖性あるいは世代性）」と表しています。

まさに各世代それぞれが双方向で他の世代の人の役に立ち、逆に力を尽くし支えた人々から喜ばれる、（中略）同じ地域に住む人々がそうした

喜びに満たされることが相互の生きがいとなり、地域社会の形成は拡充されていくものなのかもしれません。

少子高齢化・核家族化等の進展に伴った人間関係の希薄化と、それが生み出す社会問題が取り沙汰されて久しくなりますが、改めて、多世代交流を通して培われる相互尊重を礎とした「相互に支え合い生きあう」関係づくりが希求されているのではないかと思います。

## 2 中高生世代の成長に必要な多世代交流

現代社会が抱える関係性の低下・希薄化の問題は、高齢者や育児不安を抱える母親等の問題と同様に、中高生世代にも色濃くその影をおとしていると考えられます。

例えば、中高生世代の多世代交流の希薄化は、子ども・若者をめぐるいじめ、暴力、不登校、社会参加への不活発、ひきこもり、ニート等、顕在化した中高生世代の不適応問題の背景に大きく関与しています。中高生世代の多世代交流が希薄であること自体が、大きな社会問題として顕在化している訳ではありませんが、中高生時における多世代間の交流体験の有無は、人格や性格、情緒の形成や成長に大きく影響を及ぼすものであり、その体験は、勤勉性・社会性・自我確立に不可欠な体験であるとされています。

こうした中であって、中高生世代における多世代交流体験は、年長者である高齢者や壮年期世代等の多様な価値観・考え方や生き方に触れられる大切な機会として、自立した大人として成長することに大きく寄与するものと考えられます。さらに、多世代とのこうした関わりは、将来に対する自信と責任、社会と関わる必要性の自覚、意欲や活力の高揚とともに、自身への誇りと自尊心を確立させ、そこから生まれる年少世代への優しき「リーダーシップ」と、人の役に立ちたいという、いわば「貢献シップ」の醸成を導くものとして期待されるものです。

多世代交流体験により、中高生世代が大学生や社会人として活躍する若者にロールモデルを見いだすことで、自分にとっての近い将来に対する具体的なイメージが持てるようになること等も期待されます。

また、年少者である乳幼児や小学生との交流において、年少者の面倒

を見たり、年少者を指導・育成していく体験等により、擁護の精神や、年長者としての自覚が促され、自信と責任感あふれるリーダーシップが確立されていく可能性も出てきます。

このように、もうすぐ社会人となる中高生世代が、人間性・適応性・社会性を体得し成長していくには、多世代交流を通じた多様な生き方・考え方の習得や、様々なロールモデルとの共有体験が不可欠であると考えます。

### 第3章 中高生世代による多世代交流の推進に向けて

#### 1 多世代交流体験の推進に向けて

現代の中高生世代は学校での勉学のみならず、放課後や休日には、部活動を始め、また更なる学力や専門的技量を高めるためのいわゆる塾通いで、食事の時間も固定できないほど、多忙な日々を過ごしているとも聞いています。しかし、中高生世代には、それが必要な社会になっているのです。そうした中高生の実態を考えると、中高生が自ら進んで多世代交流の重要性に気づき、多世代交流を試みようとする自然発生的行動は、期待が持てないのではないのでしょうか。

しかし、18歳になれば、否応なしに次代の国や市町村を担う自立した市民として選挙権を有する世代となります。果たして、現実体験の少ない今の中高生世代が、その期待に添うことができるのかどうか、危惧されます。社会や多世代と関わる体験があまりに少ない現状に、私たちは危機感を募らせています。

そこで、中高生世代がこれから社会性を一層身につけ、社会の様々な課題に主体的に向かい合い、社会の立役者となれるように、現在、その体験が希薄になっている世代に対して、いかに多世代交流を活発化させるかを検討する必要があります。

中高生世代が、自立した成人へと成長するためには、様々な現実体験をすることが必要ですが、現代社会では、そのこと自体が困難になっています。そのため、その克服を目指して、自然体験や勤労体験、福祉体験や海外体験等、様々な体験ができるような工夫が必要です。

アメリカでは、社会適応が困難な中高生を集め、幌馬車隊を連ねて、東部から西部へ向けて何日もかけ、往時のフロンティアと同じ現実体験をさせるような復帰プログラムがありますが、現代社会は、まさに、ルソーの言った「帰るべき自然はすでになく、帰るべき自然を用意しなくてはならない」時代になってしまったのではないのでしょうか。

中高生世代がしておくべき現実体験の中でも、体験として困難なものの一つが、多世代交流です。1970年頃から、過充足の社会が到来し、社会的、日常的な過不足のない社会になりました。それに伴って、子ども

もちも、「より良くなりたい、頑張って達成したい、より向上したい」という要求を持ちにくくなりました。多世代交流など必要のない社会になってしまい、色々な世代の人と交流できる施設や設備、機会やプログラムが少ないのが現実です。

このことは、中高生世代の多世代交流を可能にする仕組みや企画、プログラムを考えることの困難さを如実に意味していますが、取り組まなくてはならない喫緊の問題です。

## 2 多世代交流の基本となる共生体験について

多世代交流の体験で大事なものは、共生体験です。衣食住を一緒にして共に生き、様々な生活課題に共に取り組むことで、相手の心に触れ、考えや思いが理解できるようになります。

また、共に生きることを通じて、他者への尊重の精神が育まれます。他者への尊重の精神があってはじめて、自己の尊重の精神も芽生えるようになり、相互扶助、奉仕、援助、支援等の社会行動が自発行動としてできるようになります。

多世代交流の取組にあたっては、どうすればこのような体験につなげることができるかの検討の視点が大切です。

自然体験をしようと思えば、集団での野外キャンプや合宿があります。奉仕体験をしようと思えば、ボランティアや救援活動への参加があります。同様に、共生体験をするためには、多世代との生活体験ができるような企画の検討から始める必要があります。

例えば、高齢者施設で共に生活をしてみるとか、色々な世代がいる養護施設で園児と共に長期合宿をしてみるとか、多世代で構成されるグループを作って模擬の日常生活を送ってみるなど、多世代間の「交流」と「生活」「共生」といったキーワードを組み合わせ、その原理に沿った活動形態を様々に仮想し、構想にすることは難しいことではありません。

それが実際に実現可能かどうかとなると、色々な阻害要因もあり、具体的にできることは、かなり限定されてしまいますが、そういった阻害要因を越えて、多世代交流が可能となるような仕組みの工夫や検討も必要です。

### 3 中高生が多世代交流を体験できる仕組みの検討

中高生世代への多世代交流の取組を進める上での基本的な考え方をまとめると次のとおりです。

#### (1) 多世代交流を体験する「場」が必要である

中高生世代が多世代交流を体験できる場の確保が必要になります。多世代交流を目的にした施設を新たにつくるのが難しいのであれば、現存の施設を利用・活用して行うようにするしかありません。どこのどの施設を、どのように利用・活用、運営できるかの精査が必要になります。

#### (2) どのように多世代交流がなされるかの「企画」が必要である

場の確保の目処が立てば、どのように多世代交流ができるのかの企画やプログラムが必要となります。多世代交流で大事なものは、楽しいことを楽しくして過ごすだけでなく、共生体験・生活体験です。先にも論じましたように、実際の共生体験・生活体験は難しいので、疑似共生体験、疑似生活体験とはなりますが、できるだけ実際のものに近いものである必要があります。

#### (3) 企画を実行する「人材」が必要である

さらに、こういった場の確保、企画やプログラム等と合わせ、多世代交流をコーディネートする人材の確保が必要になります。その人材には、多世代交流に関する考え方や取組について、少しでも造詣のある人材が求められます。

以上のように、中高生世代の多世代交流を効果的に実施するためには、理念だけで具現化できるものではありません。

例えば、世代間をつなぐ専門性を持ったコーディネーターについては、地域人材としては少ないことから、その養成方法の検討から始めなければなりませんし、各世代の住民が、新たな人づくり・まちづくりに向け、自発的に協働していける組織的かつ継続的なシステムづくりや、恒常的な活動拠点の確保も課題となります。

併せて、中高生世代が地元に着定するよう進め方も必要です。中高生世代が成長し、どの世代となっても地域づくりのキーパーソンとして活躍し、そのネットワークが次第に重層的に拡充されていくことが期待されます。

こうした課題については、川崎市内における多世代交流に関する取組や他都市における取組等を踏まえ、実現の可能性や課題を確認しながら検討を進める必要があります。

## 第4章 多世代交流に関する実践例

第3章の「3 中高生が多世代交流を体験できる仕組みの検討」において、中高生世代への多世代交流の取組を進める上での基本的な考え方として、

- (1) 多世代交流を体験する「場」が必要である
- (2) どのように多世代交流がなされるかの「企画」が必要である
- (3) 企画を実行する「人材」が必要である

の3つを挙げました。

本章では、こうした考え方に関連する川崎市内における取組や他都市における事例等を紹介しながら、多世代交流の実態や課題について触れていきたいと思います。

### 1 子ども会における多世代交流の取組

川崎市では、一般社団法人川崎市子ども会連盟と日本ボーイスカウト川崎地区協議会、ガールスカウト川崎市連絡会、川崎海洋少年団の4つの青少年団体で、川崎市青少年育成連盟という組織をつくり、行政と連携して、市内青少年の健全育成を推進しています。

また、それぞれの団体においては、異年齢の子どもたちでグループを編成し、体験活動やボランティア活動を通じて、人格形成や集団生活への適合性の向上に努めるとともに、社会奉仕活動及び行政が主催する行事に参画することで、青少年の社会参加を促進しています。

構成比率は、概ね小学生が80%、中高生が15%、その他が5%であり、各団体とも共通して中高生世代になると、団体から離れてしまうという共通の課題があります。また、会員数の減少が喫緊の課題となっており、現在、4団体が共同して、団体活動のPR活動に取り組んでいます。

ここでは、中高生世代への取組により会員数の減少対策にも資するものとして期待される子ども会のジュニアリーダー育成活動について紹介します。

#### (1) 川崎市における子ども会活動

川崎市子ども会連盟は、昭和27年に発足後、地域において、多世代

交流や様々な行事の企画・運営を通じ、単なる遊びだけでなく、異年齢社会の中で自立した人間形成を構築するとともに、文化・伝統を引き継ぎ発展させていくことを目指し、青少年の健全育成を推進している市内最大の青少年団体です。

子ども会連盟は、各区の子ども会連合会で構成され、各区には、基本的には町内会・自治会を基盤とした単位子ども会と、各区1～2つのジュニアリーダースクラブが属しており、平成30年3月末現在、ジュニアリーダースクラブも含め、市内全域に295の単位子ども会があります。

なお、対象年齢は幼少期から概ね28歳までとなっており、これらの子ども会員を、豊かな経験を持つ多くの大人の育成者・指導者が見守り、育成にあたっています。

子ども会は、小学校の4～6年生が子どもリーダーとして活動していますが、中高生がジュニアリーダー（略称；JL）としてサポートしています。さらに、次代の育成者・指導者としての役割が期待されている18歳～28歳の若者はシニアリーダー（略称；SL）として、ジュニアリーダーにとっての育成者・指導者としての役割を担っています。

子ども会では、特徴的な仕組みである異年齢による小集団（班）を作り、話し合いによって役割を決めながら、様々な活動をしています。

主な活動は、単位子ども会での行事開催や地域の行事への参加、スポーツや文化活動における地区や全市の大会への参加のほか、美化活動等行政主催の行事の参加・手伝い等を行っています。

また、防災・防犯意識向上を図るために、各区において毎年30人（小学校高学年）が少年消防クラブを結成し、各区の消防署で一年を通して防火訓練、防災研修を行っています。さらに、一部の区子ども会連合会では、ジュニアリーダーやシニアリーダーが警察署の指導のもと、振り込めサギ防止のキャンペーンにも取り組んでいます。

## （2）シニアリーダーによるジュニアリーダーの育成の取組

### ア シニアリーダーへの期待

近年、子ども会の会員数は全国的に減少傾向にあります。川崎市内の子ども会活動は活発といわれていますが、会員数は、全国同様に減

少傾向にあります。

その減少傾向に歯止めをかける存在として注目を集めるのが、シニアリーダーです。川崎市子ども会連盟の定義によると、シニアリーダーは、高校卒業程度から28歳までの青年層を指します。シニアリーダーの「シニア」には、上級という意味があり、中学生や高校生で構成されるジュニアリーダーを卒業している者がシニアリーダーであるということが、その言葉を使う由来になっています。

なお、平成29年度において、ジュニアリーダーは、114人、シニアリーダーは28人となっています。

川崎市のシニアリーダーは、主に後進にあたるジュニアリーダーの指導に当たっており、年8回程度の研修会を運営しています。この年間8回の研修は、全国の中でも特段多いものとなっています。では、なぜこのように回数を多くしているのでしょうか。

現在の中高生は、第1章でも見たように、放課後や休日の時間が非常に忙しい状況です。そのため、子ども会活動のような休日に行われる活動には、部活動や習い事、友達と遊ぶ等の用事との調整が必要となります。

これまで、ジュニアリーダー研修は、年3回程度行われていましたが、3回という限定された日程であったため、調整が難しく、出席者が少ないことが多々ありました。

しかし、近年発想を転換し、「1回でも良いから参加してみよう」と思ってもらうために活動回数を増やしてみました。参加する研修の敷居を低くしたのです。その結果、研修に参加するジュニアリーダーが増えることにつながり、楽しい活動が行われています。

このように、参加者が顔を合わせるような状況を少しでも多く作り出すことで、中高生世代と20代の青年層との世代間交流の場が、子ども会の研修の中で作られています。

例えば、子ども会の研修の時間の中に、参加者の緊張を解きほぐし、コミュニケーションをとりやすい雰囲気を作り出すため、アイスブレイクとして多種多様なレクリエーションが行われます。

そのアイスブレイクの中では、ジュニアリーダーとシニアリーダーが年齢の壁を感じることなく、友達のような感覚で接しています。友達のような気軽に声のかけやすい先輩が、子ども会の中には数多くいます。

また、このような人間関係作りを行えるのは、研修回数を増やし、交流できる場をさらに増やしたからだとも考えられます。その結果、研修全体の雰囲気良くなり、ジュニアリーダーとシニアリーダーの壁が低くなっています。



レクリエーションの様子

## イ ジュニアリーダーへの期待

ジュニアリーダーになると、「子どもの手本として活動するように」と先輩のシニアリーダーからアドバイスが出されます。これにより、自分たちが手本であることを認識します。中高生のジュニアリーダーは小学生の手本となり、同様にジュニアリーダーから見ると、卒業したシニアリーダーが手本となります。このように、子ども会には、活動の中で常に手本となる先輩がいるため、「自分もあのようにになりたい」と思えるロールモデルを見つけやすい環境が整っています。中高生も自らがロールモデルになるだけでなく、ロールモデルの先輩を見つけることができるため、自分自身のさらなる飛躍につながります。

さらに、ジュニアリーダー研修の場では、「いいなカード」という仕組みがあります。研修中、参加しているジュニアリーダーとシニアリーダーの「いいな」「真似したい」と思うところを書いて、その相手に伝えます。自分の長所を周りの先輩や後輩等に褒めてもらえるため、自分が認められて



「いいなカード」記入の様子

える感覚を味わうことができるとともに、子ども会活動へのさらなる

やる気につながったり、長所をさらに伸ばそうと努力するきっかけになっています。

このように、中高生世代を中心とした多世代交流を進めるためには、中高生世代自身がロールモデルとなり、自らも追い求めることができるロールモデルが存在することや、自分の努力や活躍が周囲からしっかりと認められる環境があること等が重要であるということが、子ども会の活動事例からわかりました。

### (3) 多世代交流を通じた活動の活性化に向けて

現在、子ども会は、全国的に会員数が減少しています。その原因は大人の多忙や余裕のなさ、地域とのつながりの希薄さ等が考えられますが、その一つとして子ども会活動の魅力が保護者に十分に伝わっていないからだとも思われます。

子どもは活動の中でロールモデルを見つけ、自らがそのようになりたいと思い、成長していきますが、余裕の少ない保護者には、子ども会活動への参加と子どもの成長を関連させることは容易ではないようです。

今後、子ども会活動が自分の子どもの成長につながっていると実感できるような工夫が、子ども会の取組として必要なのかもしれませんが。

会員数の減少は組織の弱体化に直結するため、子ども会にとって最大の課題です。多様なロールモデルが存在すれば、憧れる機会も多くなります。一方、少なくなれば、ロールモデルと触れ合うチャンスは失われるかもしれません。そうなれば、子ども会活動の売りである、多世代交流及び異年齢による青少年の育成・指導は、なくなってしまうでしょう。

また、子ども会は、小学生を対象としたイベントが多いため、引率等をお願いする役員が必要です。これまで、保護者の方が中心となり、子ども会の役員をしてもらっていました。保護者の方の積極的な参加がある子ども会では、人数の多い子ども会活動が行われてきました。しかし、保護者の方の協力が得られない場合、子ども会活動に参加する小学生は減っていくこととなります。こうした役員の担い手の問題も子ども会の会員数減少の一つの要因であります。

現在、川崎市子ども会連盟では、各区子ども会連合会とシニアリーダ

ースクラブ「むげん」が連携し、プロジェクトチームを立ち上げ、会員減少への対策と組織充実に向けて検討を進めていますが、子どもだけでなく、保護者にとっても地域において活躍の場ができることは意義あることだと思います。今後、保護者にも子どもにも、子ども会活動の魅力をいかに伝えていくかが、会員を増やしていくためのポイントではないかと思っています。

## 2 中高生と青少年指導員が創る中原区青少年吹奏楽コンサート

青少年を取り巻く社会環境が大きく変化する中、次代を担う青少年が心豊かに、のびのびとたくましく成長する環境を築いていくことは、社会全体の責任であり、大人に課せられた課題でもあります。

川崎市青少年指導員は、地域社会で青少年を健全に育成するため、市長及び県知事から委嘱を受け、町内会・自治会、子ども会、青少年関係機関等、地域の指導者と連携をとりながら、地域社会全体で青少年を見守り、育てる推進役として活動しています。

今回のテーマでもある中高生世代が主体にも客体にもなり得る多世代交流の推進は、中高生世代にとっても、その他の世代においても、また、地域づくりを進める上でも、青少年指導員活動において意義のあることとして取り組んでいます。

ここでは、中原区における多世代交流に関連する取組として、中高生と青少年指導員が28年間にわたって開催している「中原区青少年吹奏楽コンサート」の取組について紹介します。

中原区は川崎市のほぼ真ん中に位置しています。川崎市7区のうち、人口は25万7千人と最も多く、20代から30代の若い世代が多く暮らしており、子育て世代が多いのも特徴です。

近年、武蔵小杉駅周辺では、市街地再開発事業等による新しいまちづくりが民間事業者を中心に進め



中原区青少年吹奏楽コンサートの様子

られ、タワーマンションの建設が進み、街並みも大きく変貌を遂げています。

中原区は、都心や横浜方面への交通利便性が非常に高く、今後も引き続き、若い世代を中心とした人口の流入が見込まれることから、地域コミュニティを活性化し、区民が連携して活動できる環境づくりが求められています。

こうした中、中原区では、定数 84 人の青少年指導員が地域の青少年の健全育成を目的に幅広く活動しており、中原区青少年指導員連絡協議会では、地域のつながりと絆の深まりを目指し、毎年、恒例の取組として青少年吹奏楽コンサートを実施しています。

平成 29 年度の実施で 28 回目となりましたが、このように長く継続できたのは、中高生と青少年指導員と一緒に運営に関わるという、いわゆる多世代交流の中でこの取組を進めていることが一番の要因ではないかと青少年指導員自身も実感しているとのことでした。

コンサートは、毎年、11月3日の文化の日に開催し、例年 1,000 人を越える来場者でにぎわいます。

出演者は、中原区内の中学校・高等学校の吹奏楽部及びプロやアマチュアのゲストバンドで、平成 29 年度は中学校 10 校、高等学校 5 校が参加しました。また、部員が少なく、学校単体として出演できない場合でも、合同演奏により参加できるよう工夫をしています。

中原区には吹奏楽の強豪校も多く、コンクールさながらの本格的な演奏を聴くことができるため、中学生・高校生の演奏者にとっては、貴重な体験の機会となっています。

4 時間半におよぶコンサートのフィナーレは、各校からの有志生徒により編成される合同演奏で、100 人近くの生徒がステージいっぱいに演奏します。

このコンサートは、中原区の青少年指導員と吹奏楽部の顧問の先生方とで組織された実行委員会が中



中高生も運営に参画している様子

心となって運営していますが、演奏者である中学生・高校生が運営に参加し、青少年指導員が協力しながら、4月から10月の7か月間に会議を重ね、一つのコンサートとして作り上げていきます。

例えば、広報用のポスターは毎年出演生徒がデザインを担当し、区内の各町内会・自治会のほか、こども文化センターや市民館等の公共施設、スーパーマーケットや駅構内等の民間施設に掲示し、コンサートを盛り上げます。また、当日の場内案内、パンフレットの配布、司会等の運営にも生徒が入れ替わりながら参画しています。あくまでも、中学生・高校生が主役であり、青少年指導員はそれを温かく見守ります。

コンサート自体は1日ですが、青少年指導員として中高生と接することで、例えば、演奏面においても、運営面においても、中学生が目標となる高校生といい交流ができている様子や、高校生が中学生と触れ合うことで、自らの成長につながっている様子を目にすることが多いと言われています。

また、学校の教員との協働がネットワークの強化にもつながるなど、日々の青少年指導員活動の広がりにも効果があるものと考えます。

今後も、中原区青少年吹奏楽コンサートの継続と更なる発展が期待されます。

### **3 川崎市における多世代交流に関する取組**

川崎市では、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみづくりを進めており、特に、小学校や中学校のエリアを中心とした会議体や施設のそれぞれにおいて、多世代交流の大切さと取組が模索されています。

例えば、地域教育会議は、各区及び各中学校単位に設置され、市民の自主的・民主的組織として、学校・家庭・地域社会の連携により、子育て支援や生涯学習ネットワークづくり、教育力の向上を目的として、「教育を語る集い」「子ども会議」「中学生の声を聴く集い」「中学生会議」等のほか、夏休みを利用した中学生の職業体験への支援にも取り組んでいます。特に、子ども会議については、概ね小学校4年生から中学生、高校生がグループ討議を行い、区長への提言を行います。また、サマーキャン

プや地域の清掃活動に参加するなど異年齢の交流活動も実施しています。

さらに、市内の小学校と中学校においては、地域の寺子屋事業が始まりました。運営主体は、地域教育会議・NPO団体をはじめ、複数団体との実行委員会形式があります。場所は各学校内で、週に1回の学習指導と月に1回の体験学習を実施しており、子どもたちの参加が多いため、2部制等に対応しているところもあります。また、体験学習は学校の体育館等で開催し、地域の大人も一緒に参加します。地域で活躍している現役の職業人や、退職した人たちから様々な職業の真髄に触れる機会でもあります。地域の寺子屋事業は、地域の大人と知り合いになれるチャンスであり、多世代交流を進める取組として期待されます。しかしながら、現在、実施している学校は、小学校が大半であり、中学校における実施はなかなか進んでいない状況もあります。

こうした中、川崎市の放課後の子どもの居場所として、真っ先に挙げられるものとして、こども文化センターがあります。現在、老人いこいの家との連携モデル事業を進めていますので、その状況等について紹介します。

#### (1) こども文化センターの状況

こども文化センターは、児童福祉法第40条に基づき設置された延床面積が概ね330㎡の都市型の小型児童館です。

その前身は、昭和36年に開設された青少年会館です。当時、地方から川崎市内の企業に就職した勤労青年の居場所として設置されましたが、時代の変遷とともにニーズが変化し、小学生の放課後



宮内こども文化センター

の安全な居場所へと変化するとともに、概ね1中学校区に1か所を目途とした整備を進め、平成8年に設置が完了しました。現在は、休止中の小杉こども文化センターを含め、市内に58施設あります。(その他に民間児童館「多摩KFJすかいきつず」があります。)

平成14年度までは、直営施設として休館日を月曜日、祝日、年末年

始、開館時間を9時30分から18時までとして運営してきましたが、平成15年度からは、管理運営を委託化し、併せて、休館日は年末年始のみとし、開館時間も21時まで延長しました。

また、平成18年度からは施設の運営に指定管理制度を導入しました。館の運営については、各館とも運営協議会を設置しており、運営協議会の構成員は地域の町内会自治会・子ども会・PTA・青少年指導員・地域教育会議・民生児童委員・利用団体等となっています。主な事業は児童を中心とした遊びの支援、乳幼児親子対象の子育て支援、青少年育成団体、市民活動団体の利用、運営協議会と連携した行事を行うとともに、管轄内小学校のわくわくプラザを運営しています。



中学生と幼児が工作している様子

こども文化センターは、開館時間を延長することで、中高生や市民団体の利用拡大を期待しました。

しかし、中高生向けには、卓球等の設備があるものの、「子どもっぽい」というイメージもあり、積極的に利用されているとは言えません。

また、利用者アンケートの結果によると、こども文化センターに必要なことについて、中学生では「使いたい部屋や設備がある」や「みんなで飲食ができる」などが多く、「いろいろなイベントがある」が続いています。



もちつきをしている様子

多世代交流に関連した項目では、半数近くの方が「いろいろな年代の方が利用できるようにしたほうがよい」と答えています。

「こども文化センター」は、地域における児童の健全育成の環境づくりを進めていますが、今後は、乳幼児を持つ親と子、小学生、中高生や高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支え合うことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを進めていきます。

## (2) 老人いこいの家との連携モデル事業

地域には児童虐待・いじめ・不登校をはじめ、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加のほか、人と人とのつながりが薄れることによる地域コミュニティの希薄化等様々な課題があります。

これらに対応し、地域による見守りや多世代交流を促進し、多世代が互いに声掛けや気軽な相談ができるような関係づくりを進めるため、「こども文化センター」と「老人いこいの家」において、運営面及び事業面における連携を図りながら、地域の中で多世代交流を進める試みとして、連携モデル事業を実施しています。

この事業は、平成27年度からスタートしており、両施設の指定管理者や両施設の運営協議会・運営委員会が連携し、それぞれの地域特性等を踏まえながら、「いこいの家まつり」や「こども文化センターまつり」等のイベントや「七夕飾り作り」、「おもちつき」、「新年お楽しみ会」等の季節行事、「ふれあい囲碁教室」や「共同で育てた野菜でカレーパーティー」等を開催しています。



七夕飾り作り



新年お楽しみ会



ふれあい碁碁教室



共同で育てた野菜でカレーパーティー

両施設の指定管理者や、運営協議会・運営委員会によると、参加者からは、「楽しかったので、また参加したい」や「孫みたいな子どもと触れ合えてうれしい」などの意見もあり、今後についても、「こども文化センター」と「老人いこいの家」に限らず、様々な施設同士が、様々な世代の交流の取組をしていくことが期待されます。

#### 4 他都市における取組

青少年問題協議会委員による他都市の関連事例として、荒川区尾久ふれあい館と世田谷区喜多見児童館を視察しましたので、それぞれの取組を紹介します。

##### (1) 荒川区尾久ふれあい館

尾久ふれあい館は、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の人が交流し、自主的な活動ができる地域コミュニティの拠点として設置されています。

半径 500m に 1 館を目安に、現在、区内で同様の施設が 13 館設置されています。

運営手法は、全館指定管理者制度を導入しており、13 館それぞれを 8 法人が運営しています。

##### < 施設の概要 >

- ・ 開設年月日 平成 24 年 4 月 1 日
- ・ 建築構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上 5 階建
- ・ 敷地面積 741.17 m<sup>2</sup>（防災備蓄倉庫・消防団施設含む）
- ・ 延床面積 2,223.88 m<sup>2</sup>（ふれあい館部分のみ）
- ・ 開館時間 午前 9 時～午後 10 時  
午後 7 時以降は貸館業務がメイン
- ・ 休館日 年末年始及び保守点検日
- ・ 指定管理者 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

<尾久ふれあい館の視察状況>



建物外観



1階サロン



2階創作室



5階調理実習室

尾久ふれあい館を、川崎市の施設で表すと、市民館とこども文化センターを合わせたような施設です。そのため、一つの施設に老若男女を問わず集うことができるのが特色です。それぞれの世代がそれぞれの用途に応じた活用ができるよう、特にハード面が整っています。

例えば、1階には、図書や自動販売機が設置されているサロンがあり、中高生がテスト勉強等ができる空間となっています。

2～5階には、貸し部屋が7部屋備わっており、生涯学習等の場として使われています。その他にも、館が運営するクラブ活動があり、地域の様々なニーズに応えられ、活動と活躍ができる場が1つの場所に整っているほか、年に数回、お祭りやハロウィン、菜園事業等、地域の人々の活躍できる場や機会が設けられています。

こうした場や機会があることは、地域の人々がそれぞれロールモデルの形成につながり、そのことが多世代交流を促進する可能性を期待させます。

現に、尾久ふれあい館の場合、利用する世代が幅広いことから、地域を巻き込んだ形での多世代交流が推進されているようです。

以上のように、尾久ふれあい館の視察を通じて、ハード面を整えることで、老若男女問わず活用できる場が存在し、その場所が多世代交流の起点となっていることがわかりました。

## (2) じどうかん食堂の取組 ～世田谷区喜多見児童館～

世田谷区喜多見児童館は、昭和54年に開設された児童館です。1,000㎡の敷地に鉄筋コンクリート造の平屋建てで建設された437.39㎡の施設です。休館日は、毎週月曜日、第2・4日曜日のほか、祝日（こどもの日を除く）、年末年始で、開館時間は、午前9時30分から午後6時までですが、中高生世代は毎週木曜日と金曜日は午後7時までとなっています。

世田谷区には、児童館が25館設置されており、運営手法は公設公営となっています。

### <施設の概要>

- ・ 開設年月日 昭和54年4月16日
- ・ 建築構造 鉄筋コンクリート造 平屋建
- ・ 敷地面積 1,000㎡
- ・ 建築面積 437.39㎡
- ・ 開館時間 午前9時30分～午後6時  
中高生世代は毎週木・金の午後7時まで
- ・ 休館日 毎週月曜日、第2・4日曜日、祝日（こどもの日除く）、  
年末年始
- ・ 利用方法 入館表に記入の上利用。幼児は保護者の付き添いが必要
- ・ その他 本格的な手作り工作を楽しむための道具類あり

< 喜多見児童館の視察状況 >



建物外観



「じどうかん食堂」受付の様子



みんなで調理の様子



みんなで調理の様子

今回、世田谷区喜多見児童館を訪問させていただき、「じどうかん食堂」の取組を視察しました。この取組は、地域で顔が見える関係づくりを進めるため、また、地域の拠点である児童館の役割として児童館が地域に飛び出していこうと、地域のお母さんたち 15 人と「じどうかん食堂キッチンチーム」を立ち上げ、いわゆる「子ども食堂」をスタートしました。

喜多見児童館の「じどうかん食堂」は「地域大家族」をコンセプトに掲げ、隣近所で顔の見える関係をつくりながら、地域での多世代交流を促進させようとするものです。

実際に、喜多見児童館では、「じどうかん食堂」から、地域住民を巻き込んだ形での多世代交流の輪が広がっていることは特筆すべきことです。

児童館が、多世代交流の起点となっていることに、喜多見児童館の館長は、「児童館職員が人事異動しても、じどうかん食堂を続けられるように、地域の人たちを巻き込んでいる」と、その起点としての役割を自覚し、活動しています。

多世代交流の一つのポイントは、地域を巻き込む存在の有無であり、喜多見児童館は、しっかりとその役割を果たしています。地域住民を巻き込むための取組は、様々考えられますが、喜多見児童館のハード面の設備は、川崎市のこども文化センターに近いものがあります。

喜多見児童館の事例は、多世代交流の推進を目指す川崎市としても参考となる事例です。

## 5 まとめ

多世代交流に関する川崎市における取組や、他都市の参考事例を紹介してきました。

今の中高生は、部活動や学習塾通い等で、時間的にも地域への参加は非常に少ないのですが、中高生が夢を持っていきいきと生きる姿が身近にあれば、小学生の良きロールモデルとして目標になります。

多世代交流は、子どもの社会性を身につける上で、とても重要です。

その中で、何回でもチャレンジできる場を提供したり、支援したりするような地域づくりが必要となります。

地域全体の居場所としては、川崎市のこども文化センターは荒川区や世田谷区と比べて質・量共に不足していますが、まずはコーディネーター役の充実を含め、運営体制の見直しを進めることが急ぎ求められます。

これらを踏まえ、本章のまとめとして、中高生世代が多世代交流に関わるためのキーポイント等について、考察してみたいと思います。

一つ目には、中高生自身がロールモデルとなり、また自身にとってのロールモデルの存在を見つけ出せることです。多世代交流を促進するためには、大人と子どもの間に位置している中高生世代の活躍が重要です。

中高生世代が、小学生たちのロールモデルとして活躍するとともに、その一方で、活躍した先に自らが憧れる人を見つけられるような場や機会があることが大切です。このような活動の環境が整っているのが子ども会活動であり、中学生と高校生との間の交流としては、青少年指導員による中原区青少年吹奏楽コンサートの取組はヒントになると思います。

また、こども文化センターでは、夜間利用の時間帯を拡大したものの、中高生世代の利用が少ない状況があります。例えば、こども文化センタ

一が子ども会と連携し、ジュニアリーダーの活動拠点として利用しながら、中高生世代向けの行事等をコーディネートするのはどうでしょうか。さらに、老人いこいの家との連携モデル事業においても、ジュニアリーダーが関わることで効果的な取組となるかもしれません。

二つ目に、地域の多様なニーズにハード面から応えられる施設が重要であることです。荒川区の尾久ふれあい館は、こうした重要性に気づかせられる施設です。このようなハード面での特性があると、老若男女を問わず施設に集うことができます。つまり、多世代交流は、多世代が集える場があれば、交流が始まりやすいのも確かです。

多世代交流の推進においては、ハード面が重要であるものの、尾久ふれあい館のような各世代が活動できる場は、川崎市にはありません。

しかし、川崎市には同様の施設として、こども文化センターの近隣に老人いこいの家があり、特に、こども文化センターは、乳幼児を持つ親と子、小学生、中高生や高齢者まで、多世代が相互に交流するような施設運営を実践しています。子どもにとって、地域の高齢者と触れ合う機会は、その成長にとって大切な機会です。利用者相互が顔の見える関係となるために、イベントや行事をきっかけとした施設間の利用者の往来等、ソフト面での工夫にも期待したいと思います。

三つ目は、多世代交流の起点となるような役割が必要であるということです。喜多見の周辺地域では、その役割を喜多見児童館が担っています。同児童館では、じどうかん食堂の活動を通して、民生委員児童委員等、多くの地域住民を巻き込んで行事を行っています。地域づくりには、このような多世代交流の拠点が必要です。喜多見児童館は、まさに、地域づくりを促すコーディネーター的な存在として、多世代交流の拠点となっています。喜多見児童館は、地域づくりを促すコーディネーター的な存在であり、施設形状が似ている川崎市のこども文化センターの活動にとって参考となる事例です。

今回紹介した事例には、それぞれ特色がありました。中高生世代の活躍と多世代交流を考える上で、中高生世代が活躍できる場をどのように設定するか、中高生世代の主体的な参加をいかにコーディネートするかなど、多世代交流の推進についてのポイントがわかりました。

### 1 乗り越えるべきことは何か

これまでの章では、子どもが増加している一方で、子ども会の会員数等が減少していること、社会と関わる体験が少ないことや、共生体験が求められていることといった問題や課題を指摘しました。これらはいずれも、人と人とが関わり合う機会を増やす必要性という点で共通しています。

また、川崎市におけるジュニアリーダー育成や中原区青少年指導員活動による青少年吹奏楽コンサート、荒川区や世田谷区の事例は、子ども・若者が活躍できる場を整えることによって、人と人とがつながりあう機会を創出する試みであり、子ども・若者を育む仕組みづくりを考えるにあたってとても重要です。

では、子どもや若者たちが活躍できる場を用意する具体的な方法を立案するためには、どのようなことを乗り越えていく必要があるのでしょうか。

多世代交流のイベントを企画したり、つながりあう場を設定したりしたとしても、そのような地域での活動をそもそも知らなければ参加することはできません。これまでも情報の問題は繰り返し指摘されています。

また、情報を受け取っていたとしても、多世代交流が魅力的な内容でなければ参加したいとは思わないでしょうし、魅力的な内容であったとしても、負担が大きすぎるならば参加を思いとどまってしまうかもしれません。あるいは、せっかく参加してくれたのであれば、1回限りのイベントにとどめずに、継続性や発展性のある取組にしていくことも考えられます。

さらに、子どもや若者たちは、学校や塾、その他様々な活動で非常に忙しいのが現実です。そのため、地域で活動している各種団体の催しに参加できる子どもや若者たちの数は限られてしまいますし、特定の日程に複数の活動が重なれば、参加する子どもや若者の数は一層少なくなってしまうでしょう。また、活動を行うのにふさわしい広さや設備のある場所が、日程も含めて十分に確保できるとは限らないため、参加したくても

できない人が出てきてしまうかもしれません。

以上のように、多世代交流を通して、子ども・若者を育む仕組みをつくっていくためには、少なくとも、情報の伝達、内容の工夫、参加可能性を広げることなど、いくつかのハードルを越えることが求められるでしょう。

## 2 情報をどのように届けるか

では、そのような課題をどうやったら乗り越えていけるのでしょうか。まず、情報の問題から考えてみます。

地域における活動の情報を子どもや若者に直接届ける手段のひとつとして、学校が考えられます。学校は、地域で子どもを育てるネットワークの一員として、学校の情報を地域に発信するとともに、地域の情報を子どもたちに伝えることも求められるでしょう。地域住民としての中学生が多く在籍する学校を通じて、チラシの配布やポスター掲示等を進めることで、直接的に情報を届けることができます。このような情報のやりとりをきっかけとして、教育活動においても自治会や子ども会と連携することにより、双方の教育力をアップする効果も期待できるかもしれません。

また最近では、地域における活動の情報をより多くの子どもや若者にダイレクトに届けるためには、SNS等の情報ツールを積極的に利用することが有用でしょう。しかしその際には、子どもや若者を単なる情報の受信者としてだけでなく、情報の発信者としても位置付けることが求められます。つまり、大人たちだけではなく、地域における多世代交流活動に参加している子どもや若者自身もまた、どのような情報を誰に対してどう発信したらいいかを考える主体的な仲間となれるようにしていくということです。

あるいは、地域における活動が、ほとんど全ての子どもや若者たちが関わるようなものであるならば、情報を発信するまでもなく、みんなが知っている活動となります。子どもたちが通う学校と協同した取組であれば、そのようなものとなるでしょう。例えば、部活動に取り組んでいる中学生から、スポーツや音楽、ダンスや勉強等を小学生が教わったり、

一緒に楽しんだりする機会を設けることや、ノ一部活デーの放課後や総合的な学習の時間等に、高齢者を含む地域の人々と中学生が連携して様々な活動を行うことなどが考えられます。このような取組を「地域の活動」として行えば、中学校を卒業した後の高校生たちも参加しやすくなるでしょう。

### 3 内容をどう工夫するか

次に、多世代交流の取組の内容はどう工夫することができるでしょうか。

第1に、多世代の交流を目的とした活動だけではなく、多世代の交流を通して何かに取り組む活動を創り出していくことが考えられます。つまり、子どもや若者がぜひ取り組みたいと思うような魅力的な活動を、多世代交流を通して行うということです。そのためには、中高生世代の生活や必要性を起点として、多世代交流の内容を考えることも必要かもしれません。

第2に、活動の魅力を高めるためには、子どもや若者を無償の単なる労働力として動員するような活動ではなく、その活動が何のために必要なのか、社会に対してどう役に立っているのか、自分にとってどんな意味があるのかなどがきちんと理解できる、やりがいのある活動にすることや、やっていて楽しい活動にすることが求められるでしょう。また、自分の意見や提案が聞いてもらえたり、ときには受け入れられたりすることで、自分がその場の正規のメンバーとして認められている実感が得られることも大切です。第4章に、こども文化センターと老人いこいの家との連携モデル事業がありました。両施設の運営協議会や運営委員会、指定管理者が協力し、交流が進みそうな企画の検討をしています。現在は、職員が実施についてのコーディネート役を担っているものと思いますが、子どもから高齢者への理解ができる年代に成長した中高生世代を両者のつなぎ役として、企画から実施を任せてみるようなコーディネートができれば、効果的な実施も期待できるでしょう。

第3に、より多くの人々の参加を求めるならば、参加度に対する配慮が求められます。私たちは何らかの活動を行うとき、メンバーに対して「参

加するならちゃんとしてもらいたい」などと、強いコミットメントを求めがちです。しかしそれは、全面的に参加できない人を外に追い出してしまうことにもなりかねません。そのため、活動への参加の仕方に濃淡があっても成り立つ取組としていくことが必要ではないでしょうか。あるいは、たまり場で様々な世代が思い思いに勝手なことをしながら、たまに世間話をするような、ゆるい結びつきの取組があってもいいかもしれません。

第4に、活動の継続性や発展性に関する工夫です。例えば、ある多世代交流の取組への参加者自身が、その活動を継続したり発展させたりできるようなものとするのはどうでしょうか。具体例としては、参加した取組に関する大会やコンテスト、発表会の企画や運営をしたり、その取組に関する情報を広報誌やSNS等を通して発信する活動を行ったりすることが考えられます。あるいは、その取組への参加をきっかけとして、参加者たちが他の活動を企画して参加者を募るなど、さらなるつながりを自主的に実現していけるような仕組みも必要かもしれません。

#### **4 参加可能性をどう確保するか**

これまで指摘したような活動を仕掛けていくためには、まず、様々な主体がそれぞれバラバラに存在するのではなく、活動の中心として働く組織が求められます。学校を含む地域の各種団体等の活動主体をつなぐ「ハブ」の役割を果たす組織です。例えば、保育所・幼稚園、学校、民生委員児童委員、児童相談所、子育て関連組織・団体、各種町内組織、司法機関、警察、病院・診療所、保健所、保護司等、地域の様々な活動主体をネットワーク化し、地域の青少年を包括的に育成する核となる組織がそれに該当するでしょう。

例えば、各中学校区には、それぞれこども文化センターが設置されていますが、そこを拠点として、上記のような地域内の多様な主体が連携し、地域における青少年の育成を協働して担っていくことが期待されます。

また、川崎市では様々な地域イベントの情報等をまとめた「地域子育てカレンダー」や「地域イベントカレンダー」が、既に作成されていま

す。上記の「ハブ」組織では、それぞれの活動主体が行っている取組の情報交換をするだけでなく、例えば取組の日程調整をしたり、同じような趣旨のイベントは合同開催としたり、協働して新たな取組を立ち上げたりすることによって、情報を集約するだけにとどまらない、新たな「地域カレンダー」を作成していくこともできるでしょう。それは、子どもや若者たちを対象とした活動を整理・精選することで活動への参加可能性を高めることでもありますし、地域の子どもや若者たちを育成するビジョンを共有し、共に取り組んでいくことでもあります。

なお、「ハブ」組織においては、どのように多世代をつなぎ、共生体験を実現するかを考えたり、学校に働きかけて、地域と結びついた多世代交流のカリキュラムを学校の先生方とともに検討したりするなど、コーディネーターが非常に重要な役割を果たすことになります。

とはいえ、多世代交流の実現は、もちろんコーディネーターだけの責任ではありません。様々な組織や部局が垣根を越えて協力し合ったり、融通し合ったりする必要があります。例えば、学校や市民館、こども文化センター等について、所管の異なる施設の連携を上記の「ハブ」組織が統括し、多世代交流を通した中高生の育成のために一体的に運営していくことも必要になるかもしれません。

子どもや若者の問題は、大人のあり方の問題でもあります。大人や行政の都合に子どもや若者を合わせるのではなく、子どもや若者たちをよりよく育成するために、大人や行政がどう変われるかが求められているように思います。

### 1 意見具申に係る協議の経過について

地方青少年問題協議会法の改正に基づく川崎市青少年問題協議会条例の改正によって、第29期の青少年問題協議会からは、市長は構成員に加わず、会長は委員の互選により選出することになりました。

これにより、青少年問題協議会の主務として法の第2条に記載された「当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる」とされていることについては、これまでは、副会長から市長に意見具申をしてきましたが、今期からは、諮問機関の長として、青少年問題協議会会長から市長への意見具申をすることに位置付けが変更となりました。

こうした変更を捉えながら、子ども・若者を取り巻く様々な問題について協議を行い、その中から、意見具申として、これからの川崎市の施策展開にとって大切なテーマの設定等について検討することとし、そのまとめの手法としては、全体会のほか、専門委員会として「協議題・調査専門委員会」を設置し、協議を行いました。

第1回の全体会では、各委員が感じている青少年に関する課題等について、様々な意見や発言がありました。まとめると次のとおりです。

- ① 青少年・子どもの居場所
- ② わくわくプラザ
- ③ 子どもの貧困
- ④ 青少年の自立支援
- ⑤ 世代間交流
- ⑥ 帰国子女や在日外国人を含む全ての子どもへの支援
- ⑦ 青少年の社会参加

これらを踏まえ、「協議題・調査専門委員会」において、川崎市の地域包括ケアシステムの構築に向けた取組や子ども・若者の現状等を踏まえながら、検討を進め、さらに、全体会での協議を経て、今回のテーマ設定

となりました。

多世代交流による地域づくりが推進されることは、全ての子ども・若者にとっての居場所の問題に関連するものであり、子どもの貧困問題にも資するものであるなど、複数のテーマを協議することができます。

また、多世代交流という、一般的には乳幼児や小学生と、高齢者との交流がイメージされますが、前期までの協議会で中高生世代を中心に協議してきたことなども考慮し、今回の多世代交流というテーマに関しても、引き続き中高生世代に焦点を当てるのが、青少年問題協議会での協議・検討にふさわしいものとなると判断しました。

そして、協議・検討を進めるにあたって、次のことを常に念頭におくこととしました。

- (1) 川崎市は、地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者や障害者をはじめ、子ども・若者や子育て世代の全ての地域住民を対象に、「多世代交流」による共に生きる地域づくりに取り組んでいること。
- (2) 一般的に、多世代交流は、社会全体のグローバルな視座から、地域の活性化を目的に試みようとするものでもあるが、今期の協議会では、子ども・若者の成長にとっても多世代交流体験が大切な取組であるという視点から、特に、中高生世代が主体にも客体にもなり得るような多世代交流の推進について協議を進めること。

上記の2つの視点を持ちながら、「起草専門委員会」で協議、検討を深め、「第1章 子ども・若者を取り巻く現状」、「第2章 子ども・若者の成長と多世代交流の必要性」、「第3章 中高生世代による多世代交流の推進に向けて」、「第4章 多世代交流に関する実践例」、「第5章 次世代を担う子ども・若者を育む仕組みづくり」にまとめました。

## **2 「主体的に活躍できる中高生世代の育成～地域づくりを通じた多世代交流」(第29期青少年問題協議会 意見具申)**

学校現場においては、不登校やいじめの問題が喫緊の課題となるなど、人間関係を苦手とする子ども・若者が増え、また、都市化の進展等によ

り、地域における人間関係は希薄化しています。

しかし、中学3年生を対象とした「平成29年度全国学力・学習状況調査」では、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」や「人の役に立つ人間になりたい」という割合が高い結果でした。中高生世代の子ども・若者は、部活動や学習塾通い等で忙しく、多世代とつながる機会はありません。しかし、この調査結果を踏まえたと、多世代交流体験の機会が創出されれば、中高生世代の成長に多大な効果をもたらします。

また、多世代交流体験は、中高生世代にとって、少し目上の若者にロールモデルを見いだすことで、自分にとっての近い将来のイメージが持てることとなります。他方、年少者との交流では、年長者としての自覚が促され、自信や責任感が確立されていく等のメリットが考えられます。

さらに、年長の大人や高齢者との交流では、多様な生き方や考え方への気づきも促されます。

多世代交流には、多世代と生活体験できるような、共生体験の機会が得られる企画が必要です。しかし、共生体験の実施には難しさが伴いますので、現実に近い疑似体験となるのも仕方がないでしょう。疑似体験であっても、相手の心に触れ、考えや思いを理解できる企画であれば、他者尊重の精神が育まれます。この点が、多世代交流体験に期待される最も大きな意義であり、このような精神をもった人材が、地域に必要な人材として成長するのだと思います。

現在、川崎市では、高齢者や障害者はもちろん、子ども・若者や子育て世代も含め、全ての地域住民を対象とする地域包括ケアシステムの構築に向け、「多世代交流」による共に生きる地域づくりに取り組んでいます。

大人への成長を間近に控えた中高生世代が社会性を高め、自立していく過程において、多世代交流体験は意義深いのですから、川崎市においては、中高生世代が主体にも客体にもなり得る多世代交流体験の創出に向けた積極的な取組が必要となります。

## 【意見具申の実現に向けた具体的な取組への提言】

青少年問題協議会では多世代交流に関する調査研究の一環として、川崎市のこども文化センター、荒川区の尾久ふれあい館、世田谷区の喜多見児童館を視察しました。他都市の事例や川崎市内の子ども会活動や青少年指導員活動の中にも、川崎市におけるコーディネーター役を考える上でのヒントがありましたので、それらをもとに提言としてまとめました。

### (1) 他都市の事例を踏まえて

世田谷区喜多見児童館は、地域が主体となった活動を、いわば地域づくりの場として支援していました。区の直営施設である喜多見児童館と、指定管理者制度をとっている川崎市のこども文化センターとは、運営形態に違いがありますが、施設の規模や形状が似ていますので、喜多見市と同様の機能を持たせるように強化できる可能性があります。

様々な世代が集える場があれば、多世代交流が始まりやすいのも確かです。荒川区尾久ふれあい館には、子どもと高齢者が活動できる環境・設備がありましたが、川崎市にはこのような機能を備えた規模の施設はありません。ハード面での解決には相当な時間や経費が必要であり、早急な解決策は難しいのも事実ですが、こども文化センターの中には設置から長い年月が経過している施設があり、老朽化の課題が生じてきますので、今後は、ハード面の検討も必要となるでしょう。

### (2) 子ども会とこども文化センターの事例を踏まえて

川崎市のこども文化センターは現在57館あり、そのほかに民間児童館としての多摩KFJすかいきっず1館があります。こども文化センターでは平成15年度から、開館時間を延長し、中高生や市民団体の利用拡大を図っています。

しかし、中高生向けとしては卓球等の設備があるものの、利用はわずかです。こども文化センターは、主に小学生を中心とした仕様で設置された小さな児童館であるため、中高生になると利用しづらいとも言われています。

一方、子ども会はどうでしょうか。会員数が減っており、しかも、中学

生になると退会してしまう傾向にあります。その一方で、シニアリーダーがジュニアリーダーである中高生の育成を担っています。このリーダー育成研修の対象となるジュニアリーダーは 114 人とのことですが、全市の子ども会の数が 295 であることを考えると、多くはありません。このような現状のある中、ジュニアリーダーの卒業生がシニアリーダーとして引き継がれている伝統には、多世代交流体験による「中高生自身がロールモデルとなり、また自身にとってのロールモデルの存在も見つけ出せる」しくみが既に備わっているといってもよいでしょう。

また、子ども会のシニアリーダーによるジュニアリーダー育成活動の推進は、会員減少に歯止めをかける取組として、子ども会としても期待されているとのことです。つまり、この取組が拡大し、各単位子ども会におけるジュニアリーダーが充実すれば、小学生がそれに続き、そして、ジュニアリーダーはシニアリーダーとして、世代間で受け継がれていくこととなります。

こども文化センターでは、老人いこいの家との連携モデル事業として、子どもと高齢者の交流を進めています。小学生と高齢者との交流にとどまっています。それはそれで、子どもたちの成長につながる体験としての効果が期待される取組ですが、子ども会のジュニアリーダーが関われば、小学生、中高生世代、高齢者による切れ目のない効果的な多世代交流体験となります。さらには、子ども会では、多くの大人の指導者が子どもたちを見守っていますので、子どもから高齢者までの多世代交流の輪が広がるようになります。

あるいは、子ども会のジュニアリーダーが関わり、こども文化センターと共催して様々な行事を実施することができれば、小学生の会員の増加と、「あのようなお兄さん、お姉さんみたいになりたい」というようなロールモデルの機会ができ、ジュニアリーダーが増える流れが生まれるでしょう。

このように、地域の子ども会がこども文化センターを活躍の場として利用すれば、喜多見児童館が地域のコーディネーターとしての役割を果たしているように、こども文化センターにとっては、地域の人材や関係団体の育成、活動の支援という機能の強化につながると期待されます。

今後、そうした取組を指定管理者制度に仕様として位置付け、しっかりと実現させるよう検討していく必要があります。

### **(3) 子ども・若者を育む仕組みづくりに向けて**

子ども・若者たちが活躍できる場を用意する具体的な方法を検討していくにあたり、次の4つの視点を踏まえながら、多世代交流の取組を推進していく必要があると考え、これらを本協議会の提言とします。

#### **① 情報発信の工夫の視点**

多世代交流を推進するためには、まず、情報を届ける方法の検討が大切です。現在、中高生世代は、スマートフォンやパソコンによるインターネットを情報収集の手段として積極的に利用していますので、参加を促すための情報発信についても、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報ツールの活用が効果的となります。また、学校と連携して、チラシやポスター等で地域情報を届ける方法は地域にとって有効です。

#### **② 内容の工夫の視点**

何よりも、参加したいと思うような内容の工夫や、やりがいを感じられる活動にすること、さらに、より多くの人の参加を求めるならば、たまに参加するだけでも成立するような企画が必要でしょう。参加の度合いにこだわれば、「参加したいが、全部の出席は無理」という人は参加をあきらめてしまうこととなります。

主体性や自分らしさを重要視する中高生世代を対象とするのですから、中高生世代が尊重される内容が参加意欲を高めることにつながります。

#### **③ 場の工夫の視点**

②の内容とも関係することですが、多世代交流が自然にできる「場」の確保は、ハード面とソフト面両方において大切です。多世代交流がしやすい空間や時間の設定、自由に集まり、世間話ができるような「ゆ

るい結びつき」の場の設定等の工夫が必要です。

#### ④ 人材育成の視点

情報発信・内容・場の工夫を実現する上で、まず考えなければならないのは、コーディネート役の存在です。川崎市の場合、地域の子どもの居場所として中学校区ごとに設置されているこども文化センターや地域団体にこうした役割が期待されています。さらに、コーディネート役には、多世代交流体験の企画の担い手としてだけでなく、学校を含む地域の各種団体等の活動主体をつなぐ「ハブ」組織としての役割も求められます。

また、各団体の活動を掌握しながら、それぞれの各活動が重複しないように日程調整をしたり、あるいは合同開催としたりして、中高生世代や様々な世代の地域住民の参加の可能性を高めます。

# 資 料



## 地方青少年問題協議会法

発令 　　： 昭和28年7月25日法律第83号

最終改正： 平成25年6月14日号外法律第44号

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕  
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕  
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三一日法律第一六号抄〕  
（施行期日）

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕  
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕  
（施行期日）

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一年七月一六日法律第一〇二号抄〕  
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条〔中略〕の規定 平成二十六年四月一日

三 〔略〕

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

改正

昭和35年4月1日条例第12号

昭和37年3月31日条例第5号

平成9年3月31日条例第2号

平成12年12月21日条例第57号

平成19年12月19日条例第52号

平成27年3月23日条例第2号

平成27年12月17日条例第74号

川崎市青少年問題協議会条例

(設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「法」という。）

第1条の規定に基づき、川崎市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）  
を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

**第2条** 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

**第3条** 協議会は、会長及び委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 教育委員会の委員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係団体の役職員
- (5) 学識経験者
- (6) 本市職員

3 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長の職務)

**第5条** 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(専門委員)

**第6条** 協議会に専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、関係団体の役職員、学識経験者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査を終了したとき解任されるものとする。

(委員等の勤務)

**第7条** 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

**第8条** 協議会は、会長が招集し、会議を開くものとする。

(定足数及び表決)

**第9条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第10条** 協議会の事務を処理するため事務局をこども未来局に置く。

(委任)

**第11条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和35年4月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和37年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成9年3月31日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第9条中川崎市青少年問題協議会条例第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年12月21日条例第57号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**（平成19年12月19日条例第52号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第16条、第17条及び第20条の規定 平成27年5月1日

（2） 第3条の規定 平成27年6月1日

（3） 第19条の規定 平成27年7月1日

（4） 第7条の規定 平成28年4月1日

（5） 第12条、第14条及び第15条の規定 平成28年5月1日

（6） 第2条、第4条、第11条、第13条及び第18条の規定 平成28年6月1日

（7） 第6条の規定 平成28年9月1日

（8） 第5条の規定 平成28年10月1日

（9） 第8条の規定 平成28年11月1日

**附 則**（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 第 29 期川崎市青少年問題協議会 協議過程

全体会	議事内容
第1回(平成 28 年 9 月 2 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の進め方について／・会長選出</li> <li>・協議題・調査専門委員7人選任</li> </ul>

協議題・調査専門委員会	議事内容
第1回(平成 28 年 10 月 14 日)	・協議題について
第2回(平成 28 年 11 月 15 日)	・協議題について
視察(計3回) (平成 28 年 12 月 ～平成 29 年 1 月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白幡台こども文化センター、菅生こども文化センター</li> <li>・藤崎こども文化センター、南河原こども文化センター</li> <li>・片平こども文化センター、白山こども文化センター</li> </ul>
第3回(平成 29 年 1 月 31 日)	・協議テーマ案決定

全体会	議事内容
第2回(平成 29 年 3 月 17 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議テーマ決定</li> <li>・起草専門委員8人選任</li> </ul>

起草専門委員会	議事内容
第1回(平成 29 年 5 月 25 日)	・今後の進め方について／・正副委員長選出
第2回(平成 29 年 7 月 12 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議題について</li> <li>・意見具申書の構成について</li> </ul>
視察 (平成 29 年 8 月 31 日)	・荒川区尾久ふれあい館
第3回(平成 29 年 10 月 13 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議題について</li> <li>・意見具申書の構成について</li> <li>・執筆担当者決定</li> </ul>

全体会	議事内容
第3回(平成 29 年 10 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議題について</li> <li>・意見具申書の構成について</li> </ul>

起草専門委員会	議事内容
視察 (平成 29 年 11 月 10 日)	・世田谷区喜多見児童館
第4回(平成 29 年 12 月 21 日)	・意見具申書の骨子について
第5回(平成 30 年 2 月 13 日)	・意見具申書について
第6回(平成 30 年 5 月 9 日)	・意見具申書について

全体会	議事内容
第4回(平成 30 年 5 月 30 日)	・第29期意見具申書について

## 第 2 9 期川崎市青少年問題協議会 委員名簿

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
会長	岡田 守弘	横浜国立大学名誉教授	学識経験			28.9.1～30.8.31
副会長	芳川 玲子	東海大学教授	〃	○	○	28.9.1～30.8.31
委員	河野 ゆかり	市議会議員	市議会			28.9.1～29.4.3
〃	渡辺 あつ子	市議会議員	〃			28.9.1～29.4.3
〃	片柳 進	市議会議員	〃			28.9.1～29.4.3 30.4.4～30.8.31
〃	岩隈 千尋	市議会議員	〃			28.9.1～29.4.3
〃	川島 雅裕	市議会議員	〃			29.4.4～30.4.3
〃	斎藤 伸志	市議会議員	〃			29.4.4～30.4.3
〃	木庭 理香子	市議会議員	〃			29.4.4～30.4.3
〃	吉沢 章子	市議会議員	〃			29.4.4～29.10.6
〃	本間 賢次郎	市議会議員	〃			29.10.26～30.4.3
〃	松井 孝至	市議会議員	〃			30.4.4～30.8.31
〃	末永 直	市議会議員	〃			30.4.4～30.8.31
〃	林 敏夫	市議会議員	〃			30.4.4～30.8.31
〃	渡邊 直美	教育長	教育委員会			28.9.1～30.8.31
〃	石川 正勝	神奈川県警察川崎市警察部 担当補佐官	関係行政 機関			28.9.1～30.3.31
〃	若松 康紀	神奈川県警察川崎市警察部 調査官	〃			30.4.1～30.8.31
〃	中島 幸治	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			28.9.1～30.3.31
〃	高橋 隆治	横浜家庭裁判所川崎支部 総括主任家庭裁判所調査官	〃			30.4.1～30.8.31
〃	依田 秀行	横浜保護観察所企画調整課長	〃			28.9.1～29.3.31
〃	柴田 由香	横浜保護観察所企画調整課長	〃			29.4.1～30.3.31
〃	吉田 宏武	横浜保護観察所企画調整課長	〃			30.4.1～30.8.31
〃	荒井 健二	神奈川県県民局くらし県民部 川崎県民センター長	〃			28.9.1～29.3.31
〃	白井 善裕	神奈川県政策局政策部 川崎県民センター長	〃			29.4.1～30.8.31

区分	氏名	所属	選出分野	協議 調査 委員	起草 委員	任期
委員	明瀬 忠義	川崎市立小学校長会副会長	関係行政 機関			28.9.1～29.3.31
〃	庄司 律子	川崎市立小学校長会副会長	〃			29.4.1～30.3.31
〃	亀田 亮一	川崎市立小学校長会副会長	〃			30.4.1～30.8.31
〃	相沢 宏明	川崎市立中学校長会代表	〃		○	28.9.1～30.8.31
〃	宮津 健一	川崎市立高等学校長会会長	〃	○		28.9.1～29.3.31
〃	佐藤 栄寿	川崎市立高等学校長会会長	〃			29.4.1～30.8.31
〃	齊藤 植栄	川崎市PTA連絡協議会会長	関係団体			28.9.1～29.6.16
〃	吉澤 慶太	川崎市PTA連絡協議会会長	〃			29.10.31～30.8.31
〃	新井 久三	川崎市青少年育成連盟理事長	〃	○	○	28.9.1～30.8.31
〃	霜越 儀一	川崎市青少年指導員連絡 協議会会長	〃	○	○	28.9.1～30.8.31
〃	坂田 重男	川崎地区少年補導員連絡 協議会副会長	〃			28.9.1～30.8.31
〃	前川 友太	川崎市子ども会連盟シニア リーダーズクラブむげん副会長	〃		○	29.3.17～30.8.31
〃	藤田 武志	日本女子大学教授	学識経験	○	○	28.9.1～30.8.31
〃	大草 正信	大草心理臨床教育相談室主宰	〃	○	○	28.9.1～30.8.31
〃	牟 鳳菊	川崎市外国人市民代表者会議 第11期委員	〃			28.9.1～30.3.31
〃	蔣 香梅	川崎市外国人市民代表者会議 第12期委員	〃			30.4.1～30.8.31
〃	香山 哲哉	元神奈川県公立中学校長会 会長	〃	○	○	28.9.1～30.8.31
〃	唐仁原 晃	市民文化局長	行政機関			28.9.1～29.3.31
〃	鈴木 賢二	市民文化局長	〃			29.4.1～30.8.31
〃	成田 哲夫	健康福祉局長	〃			28.9.1～30.3.31
〃	北 篤彦	健康福祉局長	〃			30.4.1～30.8.31
〃	西 義行	教育委員会事務局教育次長	〃			28.9.1～30.3.31
〃	小椋 信也	教育委員会事務局教育次長	〃			30.4.1～30.8.31
〃	邊見 洋之	こども未来局長	〃			28.9.1～30.3.31
〃	袖山 洋一	こども未来局長	〃			30.4.1～30.8.31



第29期協議題  
主体的に活躍できる中高生世代の育成  
～地域づくりを通じた多世代交流～

意見具申書

平成30年（2018年）7月

---

発行者 川崎市青少年問題協議会  
事務局 川崎市こども未来局青少年支援室  
川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）0825

FAX 044（200）3931

E-mail 45sien@city.kawasaki.jp

---

